

第51回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場 所

大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺
3階ガーデンコート

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

■第51回定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	6
議 案 取締役8名選任の件……………	6
■添付書類	
事業報告……………	10
連結計算書類……………	28
計算書類……………	31
監査報告書……………	35

新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、感染リスク低減のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、株主総会へのご来場に関わらず、議決権を行使いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。

証券コード：6166
2021年6月8日

株主各位

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
株式会社中村超硬
代表取締役社長 井上 誠

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、後記（4～5頁）の「議決権行使についてのご案内」にて記載のとおり、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
（上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺 3階ガーデンコート
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
議 案 取締役8名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいくださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakamura-gp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告書及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染防止の対応について>

1. 株主様へのお願い

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方につきましては、本年はご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- (2) ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
- (3) 時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知のご確認をお願い申し上げます。

2. 感染リスク低減のための当社の対応について

- (1) 感染予防のための措置として、ご入場前にマスクの着用、手指の消毒、検温を行っていただく予定としております。これらの感染予防措置にご協力いただけない株主様や発熱が確認された株主様については、入場をお断りさせていただきますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- (2) 当社役員及び運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- (3) 会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただけるよう座席を配置いたします。そのため、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

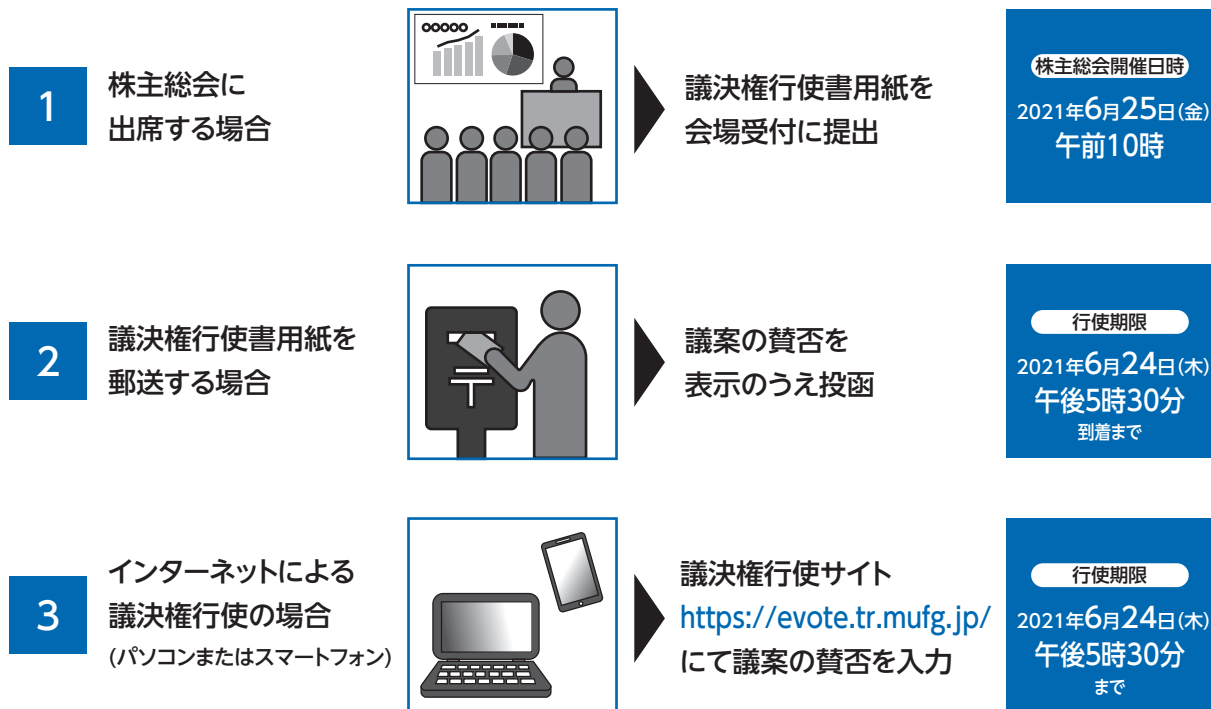
総会当日までの感染拡大の状況や政府・自治体の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合や対策の緩和を行う場合がございますので、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

感染リスク低減のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、議決権を行使いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。
(QUOカードの発送は、本年8月頃を予定しております。)



インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
- ・2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議案及び参考事項

議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	<p>再任</p> <p>井上 まこと いの うえ まこと (1954年5月11日生)</p>	<p>1978年4月 ソニー(株) 入社</p> <p>1983年12月 当社 入社</p> <p>1987年3月 当社 専務取締役</p> <p>1995年4月 当社 代表取締役社長(現任)</p> <p>2008年4月 日本ノズル(株) 代表取締役社長</p> <p>2013年2月 上海那科夢樂商貿有限公司 董事長</p> <p>2015年10月 日本ノズル(株) 代表取締役会長(現任)</p> <p>2018年10月 大阪府公安委員会 委員長(現任)</p>	258,920株
2	<p>再任</p> <p>三上 まさゆき み かみ まさ ゆき (1958年11月11日生)</p>	<p>1981年4月 シャープ(株) 入社</p> <p>1998年4月 同社 国内営業戦略室長</p> <p>2004年4月 同社 ソーラーシステム事業本部 戦略推進統括 統括</p> <p>2006年10月 同社 経営企画室 室長</p> <p>2012年10月 同社 ディ스플레이デバイス戦略本部 本部長</p> <p>2016年12月 日本電産(株) グループ会社管理部 統括部長</p> <p>2018年4月 当社 入社</p> <p>2018年5月 当社 執行役員 経営企画部長</p> <p>2018年6月 当社 常務取締役 経営企画管掌</p> <p>2019年6月 当社 専務取締役</p> <p>2021年1月 当社 専務取締役 経営企画室長(現任)</p>	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ふじ い ひで あき 藤 井 秀 亮 (1975年2月17日生)	1999年4月 日立造船(株) 入社 2005年4月 ネクストウェア(株) 入社 2015年7月 当社 入社 2015年10月 日本ノズル(株) 取締役 管理部副部长 2016年6月 当社 管理本部 副本部長 2017年8月 当社 執行役員 管理本部副本部長 2018年6月 当社 取締役 社長室長 兼 管理本部 副本部長 2019年2月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事 総経理 (現任) 2020年10月 当社 取締役 管理本部長(現任) 日本ノズル(株) 取締役 管理本部長(現任)	1,700株
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> かわ ぎし さと し 川 岸 悟 史 (1971年10月26日生)	1994年4月 (株)アイ・エム・シー 入社 1999年4月 サンエス(株) 入社 2000年7月 当社 入社 2010年2月 当社 執行役員 技術開発部長 兼 超砥粒応用事業部長 2010年6月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長 2015年6月 当社 常務取締役 事業本部長 2015年10月 日本ノズル(株) 代表取締役社長 2017年11月 当社 常務取締役 機能材料事業部長 2019年6月 当社 取締役 機能材料事業部長(現任)	3,200株
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いの うえ ひろ あき 井 上 紘 章 (1980年4月30日生)	2005年4月 (株)アイ・ピー・エス 入社 2005年11月 西日本電信電話(株) 入社 2008年8月 当社 入社 2016年3月 当社 高機能機器事業部副事業部長 2016年11月 当社 高機能機器事業部長 2019年4月 当社 執行役員 高機能機器事業部長 2019年12月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長(現任) 2020年6月 当社 取締役 高機能機器事業部長 兼 機能材料事業部副事業部長 2021年4月 当社 取締役 営業本部長(現任)	133,800株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> た田 うえ 植 啓 ゆき之 (1967年9月5日生)	1990年4月 (株)ダイエー 入社 2001年7月 当社 入社 2008年4月 日本ノズル(株) 取締役 2014年6月 当社 執行役員 超砥粒応用事業部長 2015年6月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長 2016年3月 上海那科夢樂商貿有限公司 董事長 2021年4月 当社 取締役 管理本部副本部長 兼 経営企画室部長(現任)	15,100株
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> きょう たに ただ ゆき幸 京 谷 忠 (1962年7月24日生)	1981年4月 日本タングステン(株) 入社 1986年4月 (株)岳将 入社 1991年10月 (株)ピーエムティー 代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社 社外取締役(現任) 2020年5月 (株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO(現任)	2,000株
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> おお やま たか し 大 山 隆 司 (1942年12月15日生)	1970年4月 奈良地方裁判所 判事補任官 1980年4月 神戸地方・家庭裁判所姫路支部 判事任官 1988年4月 札幌地方裁判所 部総括判事 1991年4月 司法研修所 教官 1995年4月 大阪地方裁判所 部総括判事 2002年9月 京都地方裁判所 所長 2005年5月 大阪地方裁判所 所長 2007年1月 札幌高等裁判所 長官 2008年4月 京都大学大学院法学研究科 教授 2016年6月 当社 社外取締役(現任)	-

- (注) 1 取締役候補者のうち京谷忠幸氏は、(株)ピーエムティーの代表取締役社長を兼務しており、当社子会社と同社との間で製品の売買取引がありました。当事業年度における取引額の割合は当社グループの連結売上高の0.39%であり、同社の売上高の0.47%であるため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 京谷忠幸及び大山隆司の両氏は社外取締役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

- 3 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
京谷忠幸氏は、長年にわたり㈱ピーエムティーの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社取締役会でも積極的に意見を述べていただきました。これらの経験と実績から当社の経営事項の決定に際して客観的な立場で意見及び有用な助言等をいただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において6年間であります。
大山隆司氏は、司法分野における豊富な経験と専門知識を有しており、当社取締役会でも公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。これらの経験と実績から当社の経営監督機能、コンプライアンス機能等の強化を期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において5年間であります。
- 4 当社は、京谷忠幸及び大山隆司の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経済活動は大きく後退し、その後、一部回復の兆しは見られたものの、感染の再拡大により、依然として厳しい状況が継続しております。また、海外経済についても同様に、同感染症の収束の見通しは立っていないことから、今後の景気回復に向けては先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況下、当社グループは、電子材料スライス周辺事業において、中国の江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡等の案件が2022年3月期にずれ込むこととなり、特殊精密機器事業においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、厳しい事業環境となりました。しかしながら、子会社の日本ノズル株式会社が行う化学繊維用紡糸ノズル事業においては、世界的なマスク需要の拡大を受け、同社が扱う不織布製造装置や不織布関連ノズル等に関する売上が大きく伸長したことにより、同社の業績は前連結会計年度を大幅に上回りました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は3,806百万円（前期比36.1%増）、営業利益は167百万円（前期は578百万円の営業損失）、経常利益は181百万円（前期は716百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は7百万円（前期は600百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、前連結会計年度まではセグメント別の業績は「電子材料スライス周辺事業」「特殊精密機器事業」「化学繊維用紡糸ノズル事業」の3セグメントに区分して説明していましたが、当連結会計年度より「マテリアルサイエンス事業」を加えた4セグメントに区分して説明しております。また、前第4四半期連結会計期間より当社の本社経費の配賦基準をセグメントに属する従業員数割合に変更しているため、前連結会計年度との比較については、変更後の数値を用いて行っております。

① 電子材料スライス周辺事業

前述のとおり、電子材料スライス周辺事業においては、江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡等の案件が2022年3月期にずれ込む見通しとなった影響により、売上高は5百万円（前期比99.3%減）、セグメント損失は410百万円（前期は687百万円のセグメント損失）となりました。

② 特殊精密機器事業

特殊精密機器事業においては、産業機械向け実装機用ノズルの売上は「5G」関連分野における需要の盛り上がりを受け前連結会計年度から増加したものの、耐摩工具関連の売上は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による工作機械関連の市場環境の悪化により、前連結会計年度から減少いたしました。

これらの結果、売上高は768百万円（前期比9.0%減）となり、セグメント利益は42百万円（前期比64.3%減）となりました。

③ 化学繊維用紡糸ノズル事業

前述のとおり、化学繊維用紡糸ノズル事業においては、新型コロナウイルス感染拡大による世界的なマスク需要の高まりを受け、不織布製造装置や不織布関連ノズル等の売上が前連結会計年度に比べ大きく伸びました。

これらの結果、売上高は3,023百万円（前期比143.5%増）、セグメント利益は644百万円（前期比330.2%増）となりました。

④ マテリアルサイエンス事業

マテリアルサイエンス事業においては、新規事業として取り組んでいるナノサイズゼオライトの開発が中心となり、売上高はサンプル提供等に係る少額に留まりました。

これらの結果、売上高は8百万円（前期比21.1%増）、セグメント損失は155百万円（前期は121百万円のセグメント損失）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比
電子材料スライス周辺事業	5,092 千円	0.1 %
特殊精密機器事業	768,920	20.2
化学繊維用紡糸ノズル事業	3,023,831	79.4
マテリアルサイエンス事業	8,216	0.2
合計	3,806,061	100.0

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は130百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

化学繊維用紡糸ノズル関連	111百万円
--------------	--------

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2019年3月期に債務超過となりましたが、太陽光発電向けダイヤモンドワイヤ生産事業から撤退するとともに、主力工場であった和泉工場を売却する等の構造改革の実施ならびに新株予約権の発行による資金調達及び資本増強に取り組んだ結果、2020年3月期末において、債務超過については解消いたしました。

また、構造改革の一環として取り組んだ江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡等の案件については、2021年3月期末時点において未完了の状態ではあるものの、2021年3月期の業績において、売上高は前期を大きく上回るとともに、損益面についても黒字化を実現するなど、構造改革の成果が表れていることに加え、同期末時点の有利子負債は3,133百万円まで減少し、資金面における当面の不安は解消されている状況にあることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は解消されました。

しかしながら、当社グループとして取り組んでいる構造改革については完了しておらず、また、金融機関に対する借入金の返済方法の変更を主な内容とした条件変更の合意は2022年3月までとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループとしては、当該状況を解消すべく、下記の項目を重要な課題として取り組んでまいります。

① 既存事業の収益力強化

既存事業のうち、特殊精密機器事業及び化学繊維用紡糸ノズル事業については、安定的な収益を確保しつつ、積極的な成長戦略を実施してまいります。また、電子材料スライス周辺事業については、江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡等の案件を完遂させるとともに、当社が開発した新型ダイヤモンドワイヤ製造装置「PHX-01」の販売や、半導体向けダイヤモンドワイヤの開発・販売に取り組んでまいります。

② ナノサイズゼオライトの事業化

新規事業として取り組んでいるナノサイズゼオライトの開発については、2022年3月期中の量産顧客の獲得を目指して取り組んでおります。また、株式会社山全を協業パートナーとして取り組んでいるナノサイズゼオライトのパイロットプラントについても2022年3月期中の稼働を目指しており、早期の事業化に向け取り組んでまいります。

③ 金融機関との長期的な借入契約の締結

当社グループとしては、メインバンクを中心に各金融機関とは緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援はいただけると考えておりますが、各金融機関との長期的な借入契約締結に向け取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年3月期 第48期	2019年3月期 第49期	2020年3月期 第50期	2021年3月期 (当連結会計年度) 第51期
売 上 高	12,140,867 千円	4,809,425 千円	2,797,313 千円	3,806,061 千円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	1,381,427 千円	△9,721,436 千円	△600,032 千円	7,517 千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	288.94 円	△1,911.28 円	△73.16 円	0.75 円
総 資 産	17,458,153 千円	7,910,386 千円	6,478,526 千円	6,021,471 千円
純 資 産	7,882,847 千円	△1,329,699 千円	523,173 千円	515,312 千円
1株当たり純資産額	1,577.89 円	△238.17 円	50.63 円	50.01 円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本ノズル株式会社	48,000 ^{千円}	100%	合成繊維用・化学工業用各種ノズルの製造・販売
上海那科夢楽商貿有限公司	450,000 ^{USD}	100	当社製品の販売・原材料等の仕入

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業	主要製品
電子材料スライス周辺事業	ダイヤモンドワイヤ製造装置の開発・販売、半導体等向けダイヤモンドワイヤの開発・販売
特殊精密機器事業	ダイヤモンド、チタン、タングステン、モリブデン及びセラミックス等超硬素材を使用した特殊精密部品、耐摩耗治工具、切削治工具、超硬治工具、産業用機械装置の設計・製造・販売
化学繊維用紡糸ノズル事業	化学繊維用紡糸ノズル及び周辺部品、不織布製造装置、不織布関連ノズル等の設計・製造・販売
マテリアルサイエンス事業	ナノサイズゼオライトの開発・販売

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

区分	所在地
本社	大阪府堺市西区
工場	大阪府和泉市 (和泉工場)

② 子会社

社名	所在地
日本ノズル株式会社	神戸市西区
上海那科夢楽商貿有限公司	上海

(9) 企業集団の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
166名	1名増

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数には、期末日現在の非正規社員14名及び派遣社員11名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	491,158 ^{千円}
株式会社三菱UFJ銀行	465,492
株式会社山陰合同銀行	422,895
株式会社伊予銀行	314,782
株式会社りそな銀行	288,081

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,020,900株
 (3) 株主数 9,453名
 (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数 株	持株比率 %
株式会社SBI証券	434,900	4.34
楽天証券株式会社	294,400	2.94
井上 誠	258,920	2.58
株式会社YMD	248,000	2.47
株式会社ナカムラコーポレーション	179,000	1.79
井上 阿佐美	159,180	1.59
井上 紘章	133,800	1.34
井上 絢哉	127,500	1.27
津野 新治	85,300	0.85
宇田 昌弘	73,900	0.74

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行日	2011年6月16日	2017年6月16日
区分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保有者数(個数)	1名(2個)	4名(46個)
目的となる株式の数	2,000株 (注) 1	4,600株 (注) 2
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	1,500円	1,995円
権利行使期間	2013年6月17日から 2021年6月16日まで	2019年6月17日から 2027年6月16日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

(別記)

・新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ii. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- iii. その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・その他取得の条件

- i. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井上 誠	代表取締役社長	日本ノズル(株) 代表取締役会長 大阪府公安委員会 委員長
三上 正幸	専務取締役 経営企画室長	
川岸 悟史	取締役 機能材料事業部長	
藤井 秀亮	取締役 管理本部長	
田植 啓之	取締役 超砥粒応用事業部長	
井上 紘章	取締役 高機能機器事業部長 兼 機能材料事業部副事業部長	上海那科夢楽商貿有限公司 董事長
京谷 忠幸	取締役	(株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO (株)ピーエムティー 代表取締役社長
大山 隆司	取締役	
戒能 眞介	監査役（常勤）	
松村 安之	監査役	弁護士 唯一法律事務所 代表
中川 雅晴	監査役	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役

- (注) 1 取締役 京谷忠幸、大山隆司の両氏は、社外取締役であります。
 2 監査役 戒能眞介、松村安之、中川雅晴の3氏は、社外監査役であります。
 3 取締役 京谷忠幸、大山隆司ならびに監査役 戒能眞介、松村安之、中川雅晴の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4 監査役 戒能眞介氏は、国内大手メーカーでの経理財務部門の責任者としての経験を有しており、また、監査役 中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
藤井 秀亮	取締役 管理本部長	取締役 社長室長 兼 管理本部副本部長	2020年10月1日
三上 正幸	専務取締役 経営企画室長	専務取締役	2021年1月11日

6 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
監査役	中園 和義	—	2020年6月19日
取締役	川口 晃	管理本部長	2020年9月30日

- ・ 監査役 中園和義氏、取締役 川口晃氏は、辞任による退任であります。
- ・ 取締役 小原康生氏は、2020年6月19日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

7 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
田植 啓之	取締役 管理本部副本部長 兼 経営企画室部長	取締役 超砥粒応用事業部長	2021年4月1日
井上 紘章	取締役 営業本部長	取締役 高機能機器事業部長 兼 機能材料事業部副事業部長	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、その役割の範囲や職責の重さ等を踏まえ、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準、報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭報酬（月額報酬及び賞与）と非金銭報酬により構成され、業績連動報酬は定めておりません。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額報酬のみとしております。

当該決定方針については、2021年2月26日開催の取締役会決議により定められております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額250百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、非金銭報酬として、2016年6月24日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションの付与を決議しておりますが、当該決議により取締役に割り当てられた150個（1個につき100株）は、全て付与されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 井上 誠が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、月額報酬については、役位別の報酬テーブルの範囲内で役位、職責に応じて当社の業績、他社水準等を総合的に勘案し、決定するものとしております。また、賞与については、個別に株主総会決議を経て、当該株主総会決議で承認された額の範囲内で、各人の業績に対する貢献度等に鑑み決定するものとしておりますが、配当可能利益が確保されるまで賞与の支給は行わないこととしております。

代表取締役は、権限の行使にあたって、役付取締役との協議を経るものとしており、その協議結果について常勤監査役の確認を経なければならないものとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

代表取締役に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからです。

なお、代表取締役の権限の行使に関する適正性を担保するため、上記のとおり、取締役の個人別の報酬額の決定に際して、役付取締役との協議及び常勤監査役の確認を経ることとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	112,740千円 (4,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	11,766千円 (11,766千円)
合 計	14名	124,506千円

(注) 1 上記の支給人員には、2020年6月19日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名ならびに2020年9月30日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

2 当事業年度において支払われた非金銭報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	京谷 忠幸	(株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO (株)ピーエムティー 代表取締役社長	当社と(株)シンク・アイホールディングス及び(株)ピーエムティーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役	大山 隆司		
監 査 役	戒能 眞介		
監 査 役	松村 安之	弁護士 唯一法律事務所 代表	当社と唯一法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	中川 雅晴	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役	当社と中川雅晴事務所及びGMB(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取 締 役	京谷 忠幸	12回中12回 (100%)	—	当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	大山 隆司	12回中12回 (100%)	—	当社の経営全般に対し、主に司法の専門家としての見地から助言・提言を行うほか、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	戒能 眞介	10回中10回 (100%)	10回中10回 (100%)	常勤監査役として、経営会議などの取締役会以外の重要会議にも出席し、産業界に対する幅広い見識に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	松村 安之	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	中川 雅晴	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 監査役 戒能眞介氏については、2020年6月19日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	主な職務の概要
京谷 忠幸	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般にわたって、有用な助言をいただきました。
大山 隆司	司法分野における豊富な経験と専門知識に基づき、取締役会での審議の際には、コンプライアンス上の問題点等について具体的な助言をいただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新月有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 2 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、2010年3月29日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議（2015年5月15日の取締役会にて一部改定の決議）を行っており、概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- ② 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動ならびに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、企業行動憲章を制定し、周知徹底することにより、当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
- ④ 内部通報制度の整備
当社は、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の窓口として内部通報制度を整備し、内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を全役職員から広く収集する。
- ⑤ 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査計画、監査状況ならびに監査結果は、定期的に監査役に対して報告するとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、法令、定款及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。また、重要な開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で法令等に従い、適時かつ適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するためにリスク管理委員会を設置し、その体制を整備する。
- ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、取締役会の意思決定に資するものとする。
- ② 当社は、グループ企業に対し、当社の業務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ③ 取締役は、年度計画及び中期経営計画に基づき、業務の進捗状況等を定期的に確認する。
- ④ 取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び各部における進捗状況報告等の業務報告を行う。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する。
- ② グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、関係会社管理規程など関連規程に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③ 内部監査室が定期的実施する内部監査により、子会社の業務が関係会社管理規程及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保するものとする。
- ④ 当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させるものとする。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役会からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役に報告する。また、これに係わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、グループ企業各社においてもその徹底を図る。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。
- ② 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- ③ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(10) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
 1. 反社会的勢力対応部署の設置
 2. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
 3. 外部専門機関との連携体制の確立
 4. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
 5. 暴力団排除条項の導入
 6. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。取締役会のほか、監査役会は12回、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役ならびに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,760,427	流 動 負 債	3,157,598
現金及び預金	3,027,521	支払手形及び買掛金	625,158
受取手形及び売掛金	680,619	短期借入金	196,731
商品及び製品	100,251	1年内返済予定の長期借入金	1,082,849
仕掛品	524,364	リース債務	29,063
原材料及び貯蔵品	150,618	未払法人税等	91,731
その他	277,051	前受金	869,918
固 定 資 産	1,261,043	賞与引当金	68,540
有 形 固 定 資 産	1,214,243	受注損失引当金	3,154
建物及び構築物	281,386	その他	190,450
機械装置及び運搬具	260,252	固 定 負 債	2,348,560
土地	619,732	長期借入金	1,778,606
リース資産	24,835	リース債務	46,645
建設仮勘定	406	繰延税金負債	130,264
その他	27,629	退職給付に係る負債	210,045
無 形 固 定 資 産	9,712	資産除去債務	49,619
その他	9,712	その他	133,378
投資その他の資産	37,087	負 債 合 計	5,506,158
投資有価証券	2,555	(純 資 産 の 部)	
その他	68,456	株 主 資 本	502,782
貸倒引当金	△33,923	資本金	50,000
		利益剰余金	452,782
		その他の包括利益累計額	△1,631
		その他有価証券評価差額金	△200
		繰延ヘッジ損益	△570
		為替換算調整勘定	△860
		新 株 予 約 権	14,161
		純 資 産 合 計	515,312
資 産 合 計	6,021,471	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,021,471

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,806,061
売上原価		2,597,195
売上総利益		1,208,866
販売費及び一般管理費		1,041,309
営業利益		167,556
営業外収益		
受取利息	234	
受取配当金	81	
受取補償金	4,461	
助成金収入	2,912	
スクラップ売却益	1,770	
為替差益	25,028	
その他	4,954	39,443
営業外費用		
支払利息	19,941	
その他	5,089	25,031
経常利益		181,969
特別利益		
固定資産売却益	923	
新株予約権戻入益	1,696	
違約金収入	153,464	156,083
特別損失		
固定資産売却損	151,734	
固定資産除却損	73	
減損	18,331	
たな卸資産評価損	80,694	250,834
税金等調整前当期純利益		87,218
法人税、住民税及び事業税	100,043	
法人税等調整額	△20,342	79,700
当期純利益		7,517
親会社株主に帰属する当期純利益		7,517

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
当期首残高	5,253,500	3,951,625	△8,709,861	495,264
当期変動額				
減資	△5,203,500	5,203,500		－
欠損填補		△9,155,126	9,155,126	－
親会社株主に帰属する当期純利益			7,517	7,517
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△5,203,500	△3,951,625	9,162,644	7,517
当期末残高	50,000	－	452,782	502,782

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△261	△161	12,472	12,050	15,857	523,173
当期変動額						
減資						－
欠損填補						－
親会社株主に帰属する当期純利益						7,517
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	60	△409	△13,333	△13,682	△1,696	△15,378
当期変動額合計	60	△409	△13,333	△13,682	△1,696	△7,860
当期末残高	△200	△570	△860	△1,631	14,161	515,312

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,081,060	流 動 負 債	1,550,282
現 金 及 び 預 金	1,614,163	買 掛 金	43,375
受 取 手 形	96,616	短 期 借 入 金	127,907
売 掛 金	335,228	1年内返済予定の長期借入金	1,054,116
商 品 及 び 製 品	27,953	リ ー ス 債 務	19,271
仕 掛 品	44,210	未 払 金	46,575
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,484	未 払 法 人 税 等	33,322
前 払 費 用	14,884	未 払 法 人 税	381
未 収 還 付 法 人 税 等	30,659	前 受 り 金	187,019
そ の 他 金	108,257	預 り 金	4,420
貸 倒 引 当 金	△212,397	賞 与 引 当 金	30,545
固 定 資 産	749,785	未 払 消 費 税 等	3,346
有 形 固 定 資 産	316,713	固 定 負 債	1,791,488
建 物	178,972	長 期 借 入 金	1,465,888
構 築 物	0	リ ー ス 債 務	24,324
機 械 及 び 装 置	0	繰 延 税 金 負 債	3,879
車 輜 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	128,529
工 具、器 具 及 び 備 品	0	資 産 除 去 債 務	40,630
土 地	137,740	そ の 他	128,236
無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	3,341,771
そ の 他	0	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	433,072	株 主 資 本	△525,086
投 資 有 価 証 券	267	資 本 金	50,000
関 係 会 社 株 式	404,794	利 益 剰 余 金	△575,086
出 資 金	510	利 益 準 備 金	10,000
そ の 他 金	61,425	そ の 他 利 益 剰 余 金	△585,086
貸 倒 引 当 金	△33,923	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	6,303
		繰 越 利 益 剰 余 金	△591,389
		新 株 予 約 権	14,161
		純 資 産 合 計	△510,924
資 産 合 計	2,830,846	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,830,846

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		778,961
売上	原価		524,845
売上	総利益		254,116
販売費及び一般管理費	損失		778,529
営業外収益			524,413
受取利息及び配当金		150,109	
経営指	導	21,000	
為替	差	24,841	
助成	収	1,740	
その他		4,149	201,839
営業外費用			
支払	利息	16,907	
その他	他	3,849	20,757
特別利益	損失		343,331
固定資産売却益		18	
新株予約権戻入		1,696	
固定資産受贈		6,399	8,113
特別損失			
固定資産売却損		151,734	
減価償却		43	
引当金	損	18,331	170,110
税法引当	前当期純損		505,327
法人税、住民税及び事業税		△141,900	
法人税		△1,425	△143,325
当期純損			362,001

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	5,253,500	3,951,625	-	3,951,625	10,000	11,014	△9,389,225	△9,368,210
当期変動額								
資本金から剰余金への振替	△5,203,500	-	5,203,500	5,203,500				-
準備金から剰余金への振替	-	△3,951,625	3,951,625	-				-
欠損填補	-	-	△9,155,126	△9,155,126			9,155,126	9,155,126
固定資産圧縮積立金の取崩						△4,711	4,711	-
当期純損失							△362,001	△362,001
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)								
当期変動額合計	△5,203,500	△3,951,625	-	△3,951,625	-	△4,711	8,797,836	8,793,124
当期末残高	50,000	-	-	-	10,000	6,303	△591,389	△575,086

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△163,084	15,857	△147,226
当期変動額			
資本金から剰余金への振替	-		-
準備金から剰余金への振替	-		-
欠損填補	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-
当期純損失	△362,001		△362,001
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)		△1,696	△1,696
当期変動額合計	△362,001	△1,696	△363,697
当期末残高	△525,086	14,161	△510,924

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 光 弘 ㊦
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 本 川 雅 啓 ㊦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村超硬の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村超硬及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 光 弘 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本 川 雅 啓 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村超硬の2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社中村超硬 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 戒 能 眞 介 ㊟

監 査 役（社外監査役） 松 村 安 之 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 川 雅 晴 ㊟

以 上

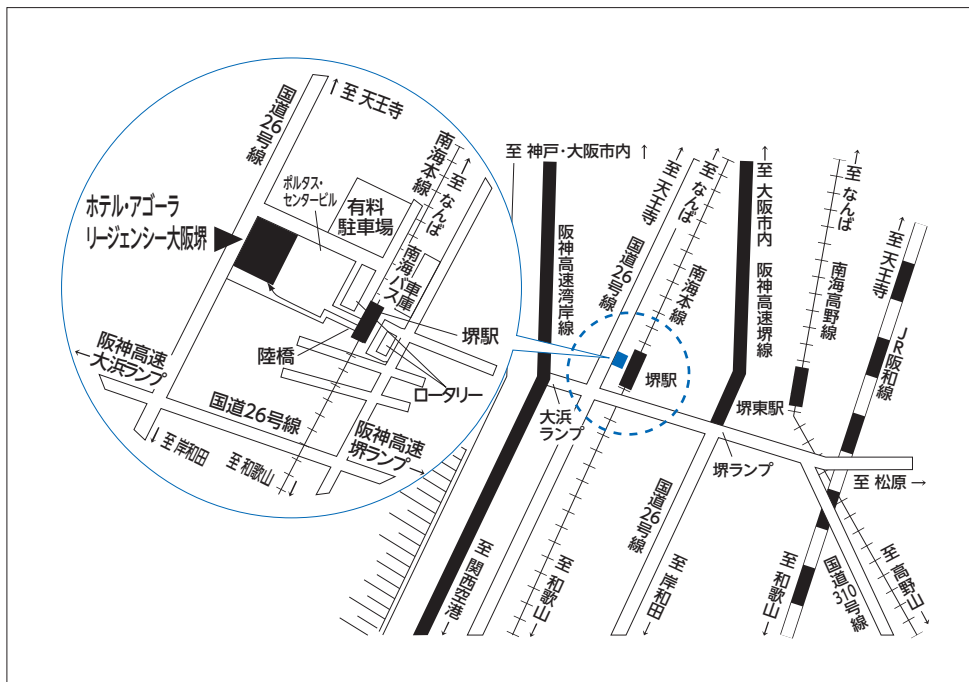
株主メモ

● 事業年度	4月1日～翌年3月31日
● 期末配当金受領株主確定日	3月31日
● 中間配当金受領株主確定日	9月30日
● 定時株主総会	毎年6月
● 株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
● 同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 0120-094-777 (通話無料)
● 上場証券取引所	東京証券取引所
● 公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.nakamura-gp.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

第51回定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴラ リージェンシー大阪堺 3階ガーデンコート

ご参考 (会場までの交通)

最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

(堺駅西口からホテル・アゴラ リージェンシー大阪堺 2階への連絡通路があります。)



Nakamura

株式会社 中村 超硬
大阪府堺市西区鶴田町27番27号
<http://www.nakamura-gp.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。